官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五三）　一
〔省　令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則の一部を改正する省令（外務一七）　一
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務四四）　二
〔その他告示〕
○肥料を登録した件（農林水産七二二、七二三）　二
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（同七二四）　四
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（防衛一三八～一四〇）　五
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同一四一、一四二）　五
○海上における射撃訓練を実施する件（同一四三）　六
○陸上における爆撃訓練を実施する件（同一四四）　六
○利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（関東地方整備局一七七、一七八）　六
○浄化槽の型式を認定した件（中部地方整備局五二）　六
〔国会事項〕
内閣　最高裁判所　七
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　七
〔叙位・叙勲〕
内閣　最高裁判所　七
〔皇室事項〕
内閣　最高裁判所　七
〔官庁報告〕
官庁事項　七
登録操縦免許証更新講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　七
登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　七
盗品売買等防止団体の公示事項の一部に係る変更の届出があった件（東京都公安委員会告示配一）　八
〔公　告〕
諸事項　八
官庁　八
第三者所有物の没収、金融サービス仲介業者保証金取戻し関係　八
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　八
会社その他　三五

府令

○内閣府令第五十三号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年五月二十五日　内閣総理大臣　高市　早苗

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（検査課の所掌事務） **第二十三条**　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券取引等監視官及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一・二　略］ 三　次に掲げる者の検査（タからウまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。） ［イ～ホ　略］ ヘ　信託業（担保付社債に関する信託事業及び企業価値担保権に関する信託業務を含む。以下同じ。）又は信託契約代理業を営む者及び信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者 ［ト～ウ　略］	（検査課の所掌事務） **第二十三条**　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券取引等監視官及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一・二　同上］ 三　次に掲げる者の検査（タからウまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。） ［イ～ホ　同上］ ヘ　信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。以下同じ。）又は信託契約代理業を営む者及び信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者 ［ト～ウ　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省令

○外務省令第十七号

在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則（昭和二十七年外務省令第二十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十五日　外務大臣　茂木　敏充

在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則（昭和二十七年外務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（語学の種類） **第一条**　在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令（以下「令」という。）第一条に規定する外務省令で定める語学は、ヒンディ語、タミール語、インドネシア語、カンボジア語、シンハラ語、タイ語、朝鮮語、中国語、ネパール語、ウルドゥ語、ベトナム語、ベンガル語、タガログ語、マレー語、ミャンマー語、モンゴル語、ラオス語、ビスラマ語、アゼルバイジャン語、アルバニア語、アルメニア語、イタリア語、ウクライナ語、ウズベク語、エストニア語、オランダ語、カザフ語、ギリシャ語、キルギス語、グルジア語、クロアチア語、スウェーデン語、スペイン語、スロバキア語、セルビア語、タジク語、チェコ語、デンマーク語、トルクメン語、ノルウェー語、ハンガリー語、フィンランド語、ブルガリア語、ベラルーシ語、ポーランド語、ポルトガル語、マケドニア語、モルドバ語、ラトビア語、リトアニア語、ルーマニア語、ロシア語、パシュトウ語、アラビア語、ヘブライ語、クルド語、ペルシャ語、トルコ語、アムハラ語、スワヒリ語、ハウサ語及びアフリカーンス語とする。	（語学の種類） **第一条**　在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令（以下「令」という。）第一条に規定する外務省令で定める語学は、ヒンディ語、タミール語、インドネシア語、カンボジア語、シンハラ語、タイ語、朝鮮語、中国語、ネパール語、ウルドゥ語、ベトナム語、ベンガル語、タガログ語、マレー語、ミャンマー語、モンゴル語、ラオス語、アゼルバイジャン語、アルバニア語、アルメニア語、イタリア語、ウクライナ語、ウズベク語、エストニア語、オランダ語、カザフ語、ギリシャ語、キルギス語、グルジア語、クロアチア語、スウェーデン語、スペイン語、スロバキア語、セルビア語、タジク語、チェコ語、デンマーク語、トルクメン語、ノルウェー語、ハンガリー語、フィンランド語、ブルガリア語、ベラルーシ語、ポーランド語、ポルトガル語、マケドニア語、モルドバ語、ラトビア語、リトアニア語、ルーマニア語、ロシア語、パシュトウ語、アラビア語、ヘブライ語、クルド語、ペルシャ語、トルコ語、アムハラ語、スワヒリ語、ハウサ語及びアフリカーンス語とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第四十四号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十五日

財務大臣　片山さつき

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（理財部の所掌事務） **第百九十六条**　理財部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三十一　略］ 三十二　次に掲げる者の検査その他の監督に関すること（金融商品取引所監理官、金融商品取引所副監理官及び証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）。 ［イ～レ　略］ ソ　信託業（担保付社債に関する信託事業及び企業価値担保権に関する信託業務を含む。以下同じ。）又は信託契約代理業を営む者及び信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者 ［ツ～ヤ　略］ ［三十三～三十七　略］	（理財部の所掌事務） **第百九十六条**　理財部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三十一　同上］ 三十二　次に掲げる者の検査その他の監督に関すること（金融商品取引所監理官、金融商品取引所副監理官及び証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）。 ［イ～レ　同上］ ソ　信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。以下同じ。）又は信託契約代理業を営む者及び信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者 ［ツ～ヤ　同上］ ［三十三～三十七　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

その他告示

○農林水産省告示第七百二十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和八年三月二十五日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年五月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第1100042号	配合肥料	くみあい苦土尿素入り粒状複合207―Cu１	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第1100043号	配合肥料	くみあい尿素苦土炭カル入り粒状複合220―Ca１	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第1100044号	配合肥料	くみあい尿素苦土炭カル入り粒状複合400―Ca１	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第1100047号	化成肥料	特栽基肥092	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号

生第110051号	混合堆肥複合肥料	混合堆肥複合肥料695	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第110059号	化成肥料	くみあい苦土ほう素入り化成S304	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第110060号	化成肥料	くみあい苦土尿素入り複合燐加安390	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第110081号	化成肥料	けい酸入り複合肥料110	大日本産肥株式会社	福岡県北九州市門司区大字門司2732番地の４
生第110090号	汚泥肥料	発酵肥料１号	株式会社ナチュラルエナジージャパン	秋田県秋田市向浜一丁目３番７号
生第110098号	化成肥料	くみあい有機入りペレット777	協同肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第110041号	配合肥料	DMPP入り609号	株式会社サンキョウ	北海道北見市東相内町123番地２
生第110048号	化成肥料	GE複合6023	株式会社グリーン・エンタープライズ	兵庫県加古川市別府町新野辺3061番地
生第110049号	配合肥料	いきいきK　GB入り	株式会社ジャット	大阪府大阪市中央区南船場四丁目２番４号
生第110094号	化成肥料	内海NP肥料	内海工業株式会社	岡山県倉敷市玉島柏島7088番地
生第110095号	化成肥料	内海SY肥料	内海工業株式会社	岡山県倉敷市玉島柏島7088番地
生第110097号	化成肥料	くみあい亜リン酸有機入り水稲用ペレット858	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町148番地
生第110117号	被覆窒素肥料	CCLL	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
生第110118号	被覆窒素肥料	CCS	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
輸第110027号	硝酸加里	硝酸加里	スウィートベジタブル株式会社	長野県中野市大字新保618番地
輸第110028号	りん酸加里	りん酸加里	スウィートベジタブル株式会社	長野県中野市大字新保618番地
輸第110029号	硫酸苦土肥料	硫酸苦土肥料	スウィートベジタブル株式会社	長野県中野市大字新保618番地
輸第110045号	副産肥料	ボタニカルガーデン	大和化成株式会社	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目６番10号東京大和化成ビル
輸第110046号	混合りん酸肥料	Mg双焼燐１号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第110057号	化成肥料	UF入り10―10―10―1.5	株式会社サンアンドホープ	福岡県北九州市門司区大字猿喰1157番地の２
輸第110061号	化成肥料	微量要素入り14―14―14―0.3―0.3	株式会社welzo	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号
輸第110085号	化成肥料	YS有機入り14号	イーストロングジャパン株式会社	福岡県福岡市早良区百道浜二丁目902―１
輸第110092号	りん酸アンモニア	Monoammonium Phosphate	ミテジマ化学株式会社	大阪府大阪市西淀川区御幣島一丁目５番２号
輸第110093号	りん酸アンモニア	Diammonium Phosphate	ミテジマ化学株式会社	大阪府大阪市西淀川区御幣島一丁目５番２号
輸第110119号	化成肥料	複合マグリンアン２号	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第110120号	重過りん酸石灰	45―35重過りん酸石灰	三井物産アグロビジネス株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号
輸第110121号	被覆窒素肥料	被覆尿素S―43	阪和興業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
輸第110123号	液状肥料	NUVITA―NP	アリスタ　ライフサイエンス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目４番１号
輸第110127号	化成肥料	新興化成硝安リン28―4	北海道興農事業協同組合	北海道網走郡津別町字最上68番地の12

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第七百二十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項（同法第二十二条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和八年四月十日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項（同法第二十二条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和八年五月二十五日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の氏名又は名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第110096号	化成肥料	ニューハイロック有機入り化成790号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第110101号	化成肥料	多木有機入り化成肥料350号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第110103号	配合肥料	くみあい苦土入り粒状複合358―Cu１	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第110104号	配合肥料	くみあい苦土入り粒状複合660―Cu１	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第110105号	配合肥料	くみあい苦土入り粒状複合855―Cu１	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第110106号	配合肥料	くみあい苦土尿素入り粒状複合252―Cu１	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第110107号	配合肥料	くみあい苦土入り粒状複合S121―Zn１	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第110110号	配合肥料	くみあい苦土入り粒状複合S660―Z１	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第110111号	配合肥料	くみあい苦土入り粒状複合S720―Z１	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第110113号	配合肥料	くみあい尿素UF苦土炭カル入り粒状複合C842―Ca	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第110114号	化成肥料	くみあい苦土鶏糞燃焼灰入り複合硫加燐安ワイドユースS057―２	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第110130号	液状肥料	腐植酸加里液肥１号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第110140号	汚泥肥料	バイオの環αF01	ヤンマーホールディングス株式会社	大阪府大阪市北区茶屋町１番32号
生第110141号	液状肥料	そらら20	天龍資材有限会社	茨城県土浦市中都町一丁目5508番地
生第110154号	配合肥料	10.7―９―32配合肥料	ラサ晃栄株式会社	東京都千代田区内神田二丁目６番８号
生第110155号	汚泥肥料	とちぎ循環肥料　マホルンの恵みβ	栃木県	栃木県宇都宮市塙田１丁目１―20

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第110079号	被覆窒素肥料	くみあい41被覆尿素JコートL120	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第110089号	化成肥料	関電0152号	関東電工株式会社	群馬県高崎市倉賀野町2372番地
生第110124号	液状肥料	BioSもろみTurf（２液タイプ）A液	パネフリ工業株式会社	京都府京都市下京区神明町724
生第110125号	液状肥料	BioSもろみTurf（２液タイプ）B液	パネフリ工業株式会社	京都府京都市下京区神明町724
生第110128号	副産肥料	副産アミノ酸肥料１号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第110132号	液状肥料	BioSもろみCaB	パネフリ工業株式会社	京都府京都市下京区神明町724
生第110143号	化成肥料	高度化成488	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第110153号	液状肥料	ルーティーングラス	三井物産アグロビジネス株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号
輸第110086号	過りん酸石灰	17.0過りん酸石灰	ラクトップ有限会社	大阪府大阪市西区西本町一丁目６番２号
輸第110087号	過りん酸石灰	17.5過りん酸石灰	ラクトップ有限会社	大阪府大阪市西区西本町一丁目６番２号
輸第110088号	化成肥料	UF入り化成800	ラクトップ有限会社	大阪府大阪市西区西本町一丁目６番２号
輸第110108号	副産動植物質肥料	BLF	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第110109号	副産動植物質肥料	SLF	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第110126号	過りん酸石灰	過リン酸石灰18―14	株式会社FYC	福岡県福岡市中央区港２丁目１番５号
輸第110151号	ひまし油かす及びその粉末	粒状ひまし油粕811	三誠国際株式会社	東京都千代田区神田神保町三丁目２番１号サンライトビル701
輸第110152号	化成肥料	硝酸加里５号	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
外第110145号	被覆窒素肥料	ハイコートN43U	株式会社ヌーボ	大韓民国京畿道水原市勸善区西湖路89番５―102号
			髙橋治（国内管理人）	千葉県柏市新柏１丁目12番地の１　サンパセオ新柏Ｄ―107号
外第110146号	被覆窒素肥料	ハイコートN44U	株式会社ヌーボ	大韓民国京畿道水原市勸善区西湖路89番５―102号
			髙橋治（国内管理人）	千葉県柏市新柏１丁目12番地の１　サンパセオ新柏Ｄ―107号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第七百二十四号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年五月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Chrysanthemum L.	セイブルク	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鵜飼町531番地８	第38224号 令和８年３月25日
Dianthus caryophyllus L.	NATrize	SB TALEE DE COLOMBIA SAS Cl 95 71 31 To 4 Ap 1401, Bogota, D.C., Colombia	第36858号 令和８年３月３日
〃	Bresk179	Breier Haim Ilan Bnei Zion 6091000, Israel	第38025号 令和８年３月４日
〃	Bresl627	〃	第38028号 令和８年３月４日
〃	NATirea	SB TALEE DE COLOMBIA SAS Cl 95 71 31 To 4 Ap 1401, Bogota, D.C., Colombia	第38031号 令和８年３月４日
Gerbera L.	DOGERJACA	Dummen Group B.V. Oudecampsweg 35C, 2678NN De Lier, The Netherlands	第37405号 令和８年３月７日
Hydrangea L.	Hokomaparti	Kolster Holding B.V. Rijneveld 122A, 2771XR Boskoop, The Netherlands Horteve Breeding B.V. Zuid-Afrikaweg 1A, 1432DA Aalsmeer, The Netherlands	第34030号 令和８年３月24日
Ribes nigrum L.	KIROAPA10	Anton Plattner Haag 4 94501 Aldersbach, Germany	第30598号 令和８年３月11日
Tibouchina Aubl.	Cool Baby	Terence Charles Keogh 209 Bunker Road Victoria point Queensland 4165, Australia	第33132号 令和８年３月11日
〃	Foxxy Baby	〃	第34461号 令和８年３月11日

○防衛省告示第百三十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年五月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年六月一日から同年七月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施機　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十九号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年五月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年六月一日から同年七月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

実施機　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年五月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年六月一日から同年七月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

実施機　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十一号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年五月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年六月一日から同年七月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒、東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を前記中心点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒

(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒

(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒

(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

実施機　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十二号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年五月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年六月一日から同年七月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒

(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

実施機　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年五月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年六月一日から同年七月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇、四八〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒
　　東経一四五度三五分四八秒
(エ)　北緯二七度五五分一五秒
　　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機五機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十四号

陸上における爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年五月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年六月一日から同月七日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる地上並びにその上空で平均海面高からの高度四、二六八メートル以下までの部分
(ア)　北緯三五度二七分〇四秒
　　東経一三八度四五分四四秒
(イ)　北緯三五度二七分一〇秒
　　東経一三八度五三分〇〇秒
(ウ)　北緯三五度一六分五八秒
　　東経一三八度五三分一〇秒
(エ)　北緯三五度一六分五八秒
　　東経一三八度五五分一九秒
(オ)　北緯三五度一三分〇四秒
　　東経一三八度五五分二七秒
(カ)　北緯三五度一三分一四秒
　　東経一三八度四六分〇八秒

実施機　航空機

その他　爆撃訓練は、有視界気象状態下で、前記区域に接近又は進入する航空機が存在しないことを確認しながら実施する。

○関東地方整備局告示第百七十七号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川中川について、昭和四十一年十二月二十八日付けで告示された建設省告示第四千二百二十五号及び令和七年十月三十一日付けで告示された関東地方整備局告示第二百十九号を次のように改める。

関係図面のうち第二百五十七号及び第二百五十八号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局江戸川河川事務所に備え置いて、縦覧に供する。

令和八年五月二十五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

（図面省略）

○関東地方整備局告示第百七十八号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川中川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十四条第一項の区域を次のように指定する。

次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局江戸川河川事務所に備え置いて、縦覧に供する。

令和八年五月二十五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

（図面省略）

○中部地方整備局告示第五十二号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、令和八年四月二十八日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和八年五月二十五日

中部地方整備局長　森本　輝

建築基準法第68条の25第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：分離嫌気ろ床担体流動方式

認定番号	浄化槽の名称	製造者の住所・氏名	工場の所在地及び名称
5—26—H—001	ダイエー浄化槽　ＦＣＸ12Ｃ Ⅲ型	愛知県知多郡美浜町大字北方字西側85—１　大栄産業㈱ 代表取締役　木村　雄三	愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３—５　大栄産業㈱　東海マリン工場
〃　—２	〃　ＦＣＸ14Ｃ Ⅲ型		北海道歌志内市字文珠159番地９　大栄産業㈱　北海道工場
〃　—３	〃　ＦＣＸ15Ｃ Ⅲ型		宮城県栗原市若柳武鎗字猿田沢15番地の43　若柳化成工業㈱
〃　—４	〃　ＦＣＸ16Ｃ Ⅲ型		栃木県芳賀郡益子町大字塙355　㈲協栄工業
〃　—５	〃　ＦＣＸ18Ｃ Ⅲ型		沖縄県中頭郡西原町字小那覇680番地　琉球設備工業㈱
〃　—６	〃　ＦＣＸ20Ｃ Ⅲ型		愛知県知多郡美浜町大字北方字稲道11　大栄産業㈱　東海樹脂工場
〃　—７	〃　ＦＣＸ21Ｃ Ⅲ型		大分県豊後大野市三重町百枝1247番地１　大分工業㈱
〃　—８	〃　ＦＣＸ25Ｃ Ⅲ型		愛媛県宇和島市津島町近家甲1607—８　㈱ダイキアクシス　津島工場
〃　—９	〃　ＦＣＸ28Ｃ Ⅲ型		長野県佐久市田口5574—２　㈱ダイキアクシス　信州工場
〃　—10	〃　ＦＣＸ30Ｃ Ⅲ型		福島県福島市山田字赤仁井田100—７　㈱ダイキアクシス　福島工場
〃　—11	〃　ＦＣＸ33Ｃ Ⅲ型		愛媛県東温市則之内甲2357—５　㈱ダイキアクシス　松山工場
〃　—12	〃　ＦＣＸ35Ｃ Ⅲ型		
〃　—13	〃　ＦＣＸ38Ｃ Ⅲ型		
〃　—14	〃　ＦＣＸ40Ｃ Ⅲ型		
〃　—15	〃　ＦＣＸ42Ｃ Ⅲ型		
〃　—16	〃　ＦＣＸ45Ｃ Ⅲ型		
〃　—17	〃　ＦＣＸ48Ｃ Ⅲ型		
	〃　ＦＣＸ50Ｃ Ⅲ型		

国会事項

衆議院

質問書提出
五月二十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
社会保険労務士に対する不適切対応事案に関する質問主意書（野間健提出）

参議院

議事日程
五月二十二日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第十五号
令和八年五月二十二日（金曜日）
午前十時開議
第一　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案送付（予備審査）
五月二十一日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。
内密出産に対応するための体制の整備等の促進に関する法律案（伊藤孝恵発議）

報告書提出
五月二十一日委員長から次の報告書を提出した。
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三三号）審査報告書

弔詞
令和七年十二月十八日逝去された元議員片山虎之助君に対し、五月二十一日次の弔詞をささげた。
参議院は　わが国　民主政治発展のため力を尽くされ　特に院議をもって永年の功労を表彰せられ　さきに予算委員長　大蔵委員長の要職に就かれ　また国務大臣としての重任にあたられました　元議員正三位旭日大綬章片山虎之助君の長逝に対し　つつしんで哀悼の意を表し　うやうやしく弔詞をささげます

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣高市早苗は大韓民国へ出張のところ五月二十日帰朝した。

○財務大臣臨時代理解職
国務大臣　林　芳正
財務大臣片山さつき帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　林　芳正
内閣府特命担当大臣片山さつき帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を免ずる（以上五月二十日）

最高裁判所

簡易裁判所判事兼判事補　谷山　暢宏
大分簡易裁判所判事に補する
大分地方裁判所判事補に補する
兼ねて大分家庭裁判所判事補に補する
判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職権を行う者に指名する
大分地方裁判所判事兼大分家庭裁判所判事・大分簡易裁判所判事　金築　昌子
大分家庭裁判所判事に補する
兼ねて大分地方裁判所判事に補する（以上五月十六日）

○定年退官
簡易裁判所判事辻好信は五月十五日限り定年退官
簡易裁判所判事小西義博は五月十七日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位
従三位に叙する
（鹿屋体育大学名誉教授）　江田　昌佑
正四位に叙する
伊藤　達二
（名古屋大学名誉教授）　荻野　瀧樹
（東根市長）　土田　正剛
従四位に叙する（各通）

見野　則幸　長谷川　隆　林田　悧
師　研也　安永　勝
従五位に叙する（各通）
亀岡　良治　永田　秀夫　森田　信行
正六位に叙する（各通）
大久保恭一　長壁　宏　小澤　瞳
加瀬　裕司　苗代　穣　藤本　初男
古澤　國義　古屋　正明　溝口　始
諸岡　園児
従六位に叙する（各通）（以上四月十六日）
（長崎県立大学名誉教授）　三戸　浩
正四位に叙する
朝長　茂
正五位に叙する
片倉　啓介
坂本　惠輔
従五位に叙する（各通）
佐藤　武美　齋藤　信雄
田中　伸夫　野中　昌介
正六位に叙する（各通）
太田　巖　加藤　稔　杉崎　秀信
（国土交通技官）　藤井　哲也
佐々木　彌　進藤　久美　北林　正司
深水　満　水口　順一　黒木　達郎
従六位に叙する（各通）　砂川　晃章
正七位に叙する（以上四月十七日）
堀中　信隆
従五位に叙する
新井　功
鶴窪　和廣
正六位に叙する（各通）
今井　清一
金子　久義　菊地　芳男　松尾　元弘
鈴木　計一　瀬尾　茂
楠藤　正範　船水　憲告
従五位に叙する
石坂　敦子
正五位に叙する
宮田　稔
大石　勝義　國吉　秀典　藤原　博
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する（各通）（以上四月十八日）　宮田　貢
（山形大学名誉教授）　荒木　善行
従四位に叙する
正六位に叙する（各通）
川島　文雄
従四位に叙する（各通）　知念　勉

岩崎　將　梅田　宗寅
櫻田　健伍　西村　善次
宮園　哲郎　村田　勉
（北海道警視）
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する（以上四月十九日）
太田　征宣
従五位に叙する（四月二十二日）
（和歌山市消防監）　西山　富夫
正七位に叙する
田村　和也
中畔　幹夫　小澤　恒夫
佐野　正純　山越　浩幸
従七位に叙する（以上四月二十三日）
○叙勲
（東根市長）
旭日中綬章を授ける
土田　正剛
旭日単光章を授ける
（名古屋大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
長壁　宏　加瀬　裕司　亀岡　良治
瑞宝双光章を授ける（各通）
見野　則幸　香野　信儀　森田　信行
瑞宝単光章を授ける（以上四月十六日）
（長崎県立大学名誉教授）　三戸　浩
瑞宝中綬章を授ける
野中　昌介
瑞宝小綬章を授ける
北林　正司　齋藤　信雄　田中　伸夫
朝長　茂　深水　満
瑞宝双光章を授ける（各通）
（国土交通技官）　黒木　達郎
瑞宝単光章を授ける（以上四月十七日）
瀬尾　茂　鶴窪　和廣
瑞宝小綬章を授ける（各通）
鈴木　計一
瑞宝双光章を授ける
船水　憲告
瑞宝単光章を授ける（以上四月十八日）
石坂　敦子
瑞宝小綬章を授ける
川島　文雄
山越　浩幸
瑞宝双光章を授ける（各通）
（北海道警視）
瑞宝双光章を授ける（各通）
田村　和也
貴堂　利房　宮園　哲郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十九日）
（和歌山市消防監）　中畔　幹夫
瑞宝双光章を授ける（四月二十三日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、イエメンの統一記念日につき、五月二十一日同国大統領指導評議会議長閣下へ御祝電を発せられた。

御祝電及び御答電

天皇誕生日に際し、次の各国元首から御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

ウズベキスタン大統領閣下
アラブ首長国連邦大統領ムハンマド殿下
アゼルバイジャン大統領閣下
カザフスタン大統領閣下
チャド大統領閣下
フィンランド大統領閣下
ブータン国王陛下
ブルガリア大統領閣下
モンゴル大統領閣下
スペイン国王陛下
オマーン国王陛下
スロベニア大統領閣下
キルギス大統領閣下
タジキスタン大統領閣下
ブルネイ国王陛下
ポルトガル大統領閣下
カンボジア国王陛下
ミクロネシア大統領閣下
ラオス国家主席閣下
イエメン大統領指導評議会議長閣下
フィリピン大統領閣下
キューバ大統領閣下
ラトビア大統領閣下
エルサルバドル大統領閣下
マーシャル大統領閣下
イタリア大統領閣下
ポーランド大統領閣下
コートジボワール大統領閣下
バーレーン国王陛下
モロッコ国王陛下
セーシェル大統領閣下
エストニア大統領閣下
エクアドル大統領閣下
ドミニカ共和国大統領閣下
スイス大統領閣下
ルーマニア大統領閣下
コソボ大統領閣下
モンテネグロ大統領閣下
ローマ教皇台下
トルコ大統領閣下
ベトナム主席閣下
アルジェリア大統領閣下
ウクライナ大統領閣下
アンゴラ大統領閣下
ブルキナファソ大統領閣下
モルドバ大統領閣下
コンゴ民主共和国大統領閣下
セルビア大統領閣下
ギリシャ大統領閣下
キプロス大統領閣下
レバノン大統領閣下
カーボベルデ大統領閣下
マルタ大統領閣下
南アフリカ共和国大統領閣下
ナミビア大統領閣下
ジョージア大統領閣下
モルディブ大統領閣下
チュニジア大統領閣下
カタール首長殿下
リトアニア大統領閣下

官庁報告

官庁事項

登録操縦免許証更新講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十四において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録操縦免許証更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の三十四において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年五月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

(一) 登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　白木原幹夫

(二) 登録操縦免許証更新講習実施機関の住所

（変更前）愛知県名古屋市西区江向町二丁目六一番地（コーポミヤマエ一〇一号）

（変更後）大分県中津市大字全徳三一〇番地一

(三) 変更年月日　令和八年四月二十一日

登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する同規則第四条の十の規定に基づき、次の登録操縦免許証失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年五月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

(一) 登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称　白木原幹夫

(二) 登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の住所

（変更前）愛知県名古屋市西区江向町二丁目六一番地（コーポミヤマエ一〇一号）

（変更後）大分県中津市大字全徳三一〇番地一

(三) 変更年月日　令和八年四月二十一日

公告

諸事項

金融サービス仲介業者保証金取戻し公告

金融サービス仲介業者保証金規則（令和３年内閣府・法務省令第４号）第12条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社データリレーションマーケティング

２．住所　大阪府大阪市北区曽根崎二丁目２番15号

３．氏名　代表取締役　香川龍太郎

４．取戻しをしようとする保証金の額
10,000,000円

５．上記の者（登録番号近畿財務局長（金サ）第１号）の保証金につき金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第22条第６項の権利を有する者は、令和８年11月25日までに金融サービス仲介業者保証金規則別紙様式第４号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部金融監督第一課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和８年５月25日

近畿財務局長　坂口和家男

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産管財人変更

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１０００１号
仙台市太白区鈎取１丁目７番11号フレグランス鈎取Ｂ棟101
清算株式会社　株式会社岩崎石材工業
１　決定年月日　令和８年５月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
仙台地方裁判所第４民事部

令和７年（ヒ）第２０９８号
東京都港区浜松町２丁目４番１号
清算株式会社　ONEエネルギー株式会社
１　決定年月日　令和８年５月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１２号
金沢市本町１丁目５番２号
清算株式会社　マゼラングローバルマーケティング株式会社
代表清算人　朽木浩志
１　決定年月日　令和8年5月11日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者に対し、協定債権のうち、令和７年１２月１５日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて生じた債権（以下「弁済対象債権」という。）の１１．５５３３６８９１％の金員（１円未満は切捨て）について、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。
２　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、協定債権者が前項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
５　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
金沢地方裁判所民事部

更生手続開始

令和８年（ミ）第４号
名古屋市中区栄三丁目４番２１号
更生会社　株式会社トーシンホールディングス
代表者代表取締役　石田　雅文
１　決定年月日時　令和８年５月８日午後４時００分
２　主文　株式会社トーシンホールディングスについて更生手続を開始する。
３　管財人　石田　雅文、粟田口　太郎
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権等の届出をすべき期間の終期　令和８年７月８日
６　更生債権等の一般調査期間　令和８年８月１４日から令和８年８月２０日まで
７　更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期　令和８年８月３１日
８　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期　令和８年９月７日
東京地方裁判所民事第２０部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十七日
掲載頁　一九二頁（号外第一三三号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　五十七頁（号外第一三二号）

令和八年五月二十五日
宮城県仙台市泉区明通三丁目一〇番
（甲）日本ファインセラミックス株式会社
代表取締役　田中　宏
茨城県ひたちなか市大字足崎一三八〇番地一
（乙）ＪＦＣマテリアルズ株式会社
代表取締役　入谷　剛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月二十三日
掲載頁　四十二頁（号外第九十五号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年五月十八日
掲載頁　五十一頁（号外第一〇九号）

令和八年五月二十五日
千葉県四街道市つくし座一丁目一七番五号
（甲）株式会社ＮＵＶＯ
代表取締役　鈴木　信彦
東京都文京区向丘二丁目三番一〇号東大前ＨｉＲＡＫＵＧＡＴＥ
（乙）クロックワークハウス株式会社
代表取締役　鈴木　信彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://cw-consulting.co.jp/about/
（乙）https://skyny.co.jp/about-us/
令和八年五月二十五日
東京都港区麻布台一丁目三番一号
（甲）株式会社クラウドワークスコンサルティング
代表取締役　大類　光一
東京都新宿区大久保一丁目一番四五号
（乙）ｓｋｙｎｙ株式会社
代表取締役　川崎　龍太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年五月八日
掲載頁　二十三頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十一日
掲載頁　八十三頁（号外第一〇四号）
令和八年五月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目八番三号
（甲）株式会社BREXA Technology
代表取締役　山﨑　高之
東京都豊島区南大塚三丁目三二番一〇号
（乙）株式会社日本シスラボ
代表取締役　茂神　徹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年七月一日であり、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月七日
掲載頁　五十八頁（号外第八十二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月七日
掲載頁　五十八頁（号外第八十二号）
令和八年五月二十五日
東京都千代田区大手町一丁目二番一号Ｏｔｅｍａｃｈｉ Ｏｎｅタワー六階
（甲）株式会社ＩｎｆｏＤｅｌｉｖｅｒ
代表取締役　尚　捷
東京都江東区亀戸二丁目二五番一四号京阪亀戸ビル四階
（乙）株式会社Ｊａｐａｎ Ｂｕｓｉｎｅｓｓ Ｐａｒｔｎｅｒ
代表取締役　尚　捷

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年四月十四日
掲載頁　四頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年四月十四日
掲載頁　二頁

令和八年五月二十五日
東京都品川区北品川六丁目七番二九号ガーデングレイス品川御殿山
（甲）西濃シェンカー株式会社
代表取締役　山田　広実
代表取締役　渡部工次郎
東京都品川区北品川六丁目七番二九号ガーデングレイス品川御殿山
（乙）ディエスヴィ・ソリューションズ株式会社
代表取締役　山田　広実

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年五月二十二日
掲載頁　三頁

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十五日
東京都港区赤坂八丁目五番四〇号ＰＥＧＡＳＵＳＡＯＹＡＭＡ六一二号
（甲）株式会社ＬＶＧ
代表取締役　稲垣　武彦
東京都大田区中馬込一丁目一一番二号
（乙）有限会社タイガーアンドシープ
取締役　稲垣　武彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　一七七頁（号外第一三九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十三日
掲載頁　二九三頁（号外第一六八号）

令和八年五月二十五日
東京都港区西新橋一丁目一番一号
（甲）株式会社ファイナンシャルブレインシステムズ
代表取締役社長　築井　道男
東京都渋谷区道玄坂一丁目一八番三号ブレミア道玄坂ビル二階
（乙）株式会社ジョイワークス
代表取締役社長　中村　裕仁

合併公告

左記会社のうち乙及び丙は合併して、乙は丙の権利義務全部を承継して存続し丙は解散することにいたしましたので公告します。（第一合併）

また、左記会社のうち甲及び乙は、第一合併の効力発生を停止条件として、第一合併の効力発生直後に合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。（第二合併）

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十五日
掲載頁　七十二頁（号外第一〇八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十五日
掲載頁　七十二頁（号外第一〇八号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十五日
掲載頁　七十二頁（号外第一〇八号）

令和八年五月二十五日
東京都新宿区新宿一丁目三六番二号新宿第七葉山ビル三Ｆ
（甲）Ａｎｎ株式会社
代表取締役　山田元太郎
東京都新宿区新宿一丁目三六番二号新宿第七葉山ビル三Ｆ
（乙）Ｆｉａｈ株式会社
代表取締役　黒川　一徳
東京都新宿区新宿五丁目一〇番一〇号海老沢ビル二〇二
（丙）ｍｉｃｏ株式会社
代表取締役　黒川　一徳

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　一七七頁（号外第一三九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十三日
掲載頁　二九三頁（号外第一六八号）

令和八年五月二十五日
東京都港区西新橋一丁目一番一号
（甲）株式会社ファイナンシャルブレインシステムズ
代表取締役社長　築井　道男
東京都渋谷区道玄坂一丁目一八番三号ブレミア道玄坂ビル二階
（乙）株式会社ジョイワークス
代表取締役社長　中村　裕仁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月三十一日
掲載頁　七十四頁（号外第七十六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月三十一日
掲載頁　六十一頁（号外第七十六号）

令和八年五月二十五日
東京都杉並区上荻一丁目一四番五号
（甲）グロービート・ジャパン株式会社
代表取締役　靏見　嘉弘
東京都杉並区上荻一丁目一四番五号
（乙）株式会社Ｎビジネス
代表取締役　靏見　嘉弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年五月十四日
掲載頁　五十九頁（号外第一〇七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年五月十四日
掲載頁　六十頁（号外第一〇七号）

令和八年五月二十五日
東京都千代田区神田神保町三丁目五番地
（甲）株式会社ジー・ワン
代表取締役　緒方はる香
東京都千代田区神田神保町三丁目七番四号
（乙）株式会社Ｐｌａｙｃｅ
代表取締役　秋山　由香

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）・（乙）・（丙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十五日
掲載頁　七十二頁（号外第一〇八号）

令和八年五月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二〇階
（甲）日本事業承継パートナーズ株式会社
代表取締役　三宅　悠
東京都渋谷区松濤一丁目一五番一六号
（乙）ＢＳＰ１株式会社
代表取締役　三宅　悠
東京都渋谷区松濤一丁目一五番一六号
（丙）ＢＳＰ２株式会社
代表取締役　三宅　悠

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十五日
東京都港区南麻布五丁目一〇番八号四〇二
（甲）アール・ワンズ合同会社
代表社員　森田　玲子
東京都江東区北砂五丁目一八番一〇号
（乙）アール・レイ合同会社
代表社員　森田　玲子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十五日
東京都港区南麻布五丁目一〇番八号四〇二
（甲）アール・エム合同会社
代表社員　森田　康雄
東京都港区南麻布五丁目一〇番八号四〇二
（乙）セントハウス合同会社
代表社員　森田　康雄
東京都港区南麻布五丁目一〇番八号四〇二
（丙）ワイ・エム合同会社
代表社員　森田　康雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.seino.co.jp/ssx/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十一日

掲載頁　七十四頁（号外第一二九号）

令和八年五月二十五日

東京都江東区辰巳三丁目一〇番二三号

（甲）セイノースーパーエクスプレス株式会社　代表取締役　平井　克昌

千葉市中央区浜野町一〇二五番地

（乙）株式会社トーヨー

代表取締役　平井　克昌

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月二十七日

掲載頁　四頁

令和八年五月二十五日

東京都港区芝公園三丁目四番三〇号　３２芝公園ビル四階

（甲）Ｂｕｎｇｅ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　白土　淳

東京都港区芝公園三丁目四番三〇号

（乙）株式会社バイテラ・ジャパン

代表取締役　町田　篤司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、本合併は甲及び乙が組織変更をして合同会社となることを停止条件としており、甲は令和八年五月三十日付で合同会社に組織変更し、組織変更後の商号をＡＪホールディングス２合同会社に変更する予定です。

また、乙は令和八年六月一日付で合同会社に組織変更し、組織変更後の商号をＡＪホールディングス１合同会社に変更する予定です。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十日

掲載頁　五十一頁（号外第九十二号）

令和八年五月二十五日

東京都港区六本木七丁目七番七号ＴＲＩ－ＳＥＶＥＮＲＯＰＰＯＮＧＩ九階

（甲）ＡＪホールディングス２株式会社

代表取締役　ジョン・ウィットル

東京都港区六本木七丁目七番七号ＴＲＩ－ＳＥＶＥＮＲＯＰＰＯＮＧＩ九階

（乙）ＡＪホールディングス１株式会社

代表取締役　ジョン・ウィットル

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月二十五日

東京都港区西新橋三丁目七番一号

（甲）株式会社ジャパンディスプレイ

代表執行役社長ＣＥＯ　明間　純

東京都港区西新橋三丁目七番一号

（乙）JDI Design and Development合同会社

代表社員　株式会社ジャパンディスプレイ

職務執行者　大植　利泰

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十一日

掲載頁　八十六頁（号外第一〇四号）

令和八年五月二十五日

東京都港区芝五丁目二六番三〇号

（甲）Ｔｒｏａｘセーフティシステムズ株式会社

代表取締役　髙野　弘行

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目二〇番地一二

（乙）ＳＡＴＥＣＨ株式会社

代表取締役　髙野　弘行

合併公告

左記組合は、それぞれ令和八年五月二十三日に通常総代会を開催し、両組合は令和八年十一月一日をもって合併し、甲は乙の権利義務一切を承継して存続し、乙は解散することを決議しましたので、この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、両組合の最終貸借対照表は、甲、乙それぞれの主たる事務所に備え置いております。

令和八年五月二十五日

神奈川県厚木市水引二丁目九番二号

（甲）厚木市農業協同組合

代表理事組合長　大矢　和人

神奈川県愛甲郡愛川町中津七四七番地

（乙）県央愛川農業協同組合

代表理事組合長　馬場　紀光

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十一日

掲載頁　八十五頁（号外第一〇四号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月八日

掲載頁　二十三頁

令和八年五月二十五日

大阪市淀川区宮原三丁目五番三六号

（甲）株式会社ＢＲＥＸＡ　Ａｄｖａｎ

代表取締役　北村　浩樹

東京都新宿区西新宿三丁目二番四号

（乙）株式会社アールピーエム

代表取締役　北村　浩樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十五日

掲載頁　四頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十五日

掲載頁　四頁

令和八年五月二十五日

大阪市中央区瓦町三丁目三番二号

（甲）株式会社東山商会

代表取締役　堀田　康彦

大阪市中央区瓦町三丁目三番二号

（乙）三喜商事株式会社

代表取締役　堀田　康彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年七月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/group/index.htm

（乙）https://www.hiroshima-gasp.co.jp/guidance/koukoku.html

令和八年五月二十五日

広島県安芸郡海田町明神町二番一一八号

（甲）広島ガスプロパン株式会社

代表取締役　泉　博之

広島県呉市阿賀南七丁目一番五六号

（乙）広島ガス呉販売株式会社

代表取締役　植木　雅則

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　一六〇頁（号外第一三九号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　一四三頁（号外第一三九号）

令和八年五月二十五日

香川県高松市田町一一番地五
（甲）ＡＬＳＯＫ香川株式会社
代表取締役　梶原　慶二

高知市本町四丁目二番四〇号
（乙）ＡＬＳＯＫ高知株式会社
代表取締役　星　宏明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　一一一頁（号外第一三九号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　一一一頁（号外第一三九号）

令和八年五月二十五日

福岡市博多区博多駅東一丁目一七番一号コネクトスクエア博多六階
（甲）ＡＬＳＯＫ九州株式会社
代表取締役　境田　芳幸

熊本市中央区紺屋今町九番六号熊本紺屋今町ビル五階
（乙）ＡＬＳＯＫ熊本株式会社
代表取締役　渡邊　勝彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://trial-holdings.inc
掲載の日付　令和七年十月二十日
掲載頁　七十一頁（号外第二三三号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月二十日
掲載頁　七十三頁（号外第二三三号）

令和八年五月二十五日

福岡市東区多の津一丁目一二番二号
（甲）株式会社トライアルカンパニー
代表取締役　永田　洋幸

福岡市東区多の津一丁目一二番二号
（乙）株式会社青森トライアル
代表取締役　金光　洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://trial-holdings.inc
掲載の日付　令和七年十月二十日
掲載頁　七十一頁（号外第二三三号）

令和八年五月二十五日

福岡市東区多の津一丁目一二番二号
（甲）株式会社トライアルカンパニー
代表取締役　永田　洋幸

福岡市東区多の津一丁目一二番二号
（乙）株式会社青森トライアル
代表取締役　金光　洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　一二〇頁（号外第一四六号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　一六四頁（号外第一三九号）

令和八年五月二十五日

長崎市旭町三番六号
（甲）ＡＬＳＯＫ長崎株式会社
代表取締役　冨野　官

佐賀市駅前中央一丁目一〇番三七号
（乙）ＡＬＳＯＫ佐賀株式会社
代表取締役　高木　進

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の投資事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十五日
掲載頁　七十一頁（号外第一〇八号）

令和八年五月二十五日

埼玉県さいたま市南区別所二丁目二一番五号
（甲）株式会社ブリリアント
代表取締役　鶴見　一也

埼玉県さいたま市南区四谷二丁目一一番二〇号
（乙）ツルミエネルギー株式会社
代表取締役　鶴見　一也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の電子計測器に関する開発、製造、加工、販売、サービス、これに関連するシステムの設計、ソフトウェアの開発、販売並びに各種機器、装置、部品及び材料の製造、販売、サービス事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十五日
掲載頁　七十一頁（号外第一〇八号）

令和八年五月二十五日

東京都杉並区久我山一丁目七番四一号
（甲）グラフテック岩通計測株式会社
代表取締役会長　佐々木秀吉

神奈川県横浜市戸塚区品濃町五〇三番一〇号
（乙）グラフテック株式会社
代表取締役社長　荒川　康孝

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の電子計測器に関する開発、製造、加工、販売、サービス、これに関連するシステムの設計、ソフトウェアの開発、販売並びに各種機器、装置、部品及び材料の製造、販売、サービス事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.graphtec.co.jp/ir/koukoku/index.html

令和八年五月二十五日

東京都杉並区久我山一丁目七番四一号
（甲）グラフテック岩通計測株式会社
代表取締役会長　佐々木秀吉

神奈川県横浜市戸塚区品濃町五〇三番一〇号
（乙）グラフテック株式会社
代表取締役社長　荒川　康孝

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の電子計測器に関する開発、製造、加工、販売、サービス、これに関連するシステムの設計、ソフトウェアの開発、販売並びに各種機器、装置、部品及び材料の製造、販売、サービス事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.iwatsu.co.jp/koukoku/

令和八年五月二十五日

東京都杉並区久我山一丁目七番四一号
（甲）グラフテック岩通計測株式会社
代表取締役会長　佐々木秀吉

東京都杉並区久我山一丁目七番四一号
（乙）岩崎通信機株式会社
代表取締役社長　貫井　俊明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　千葉日報
掲載の日付　令和八年五月十五日
掲載頁　十七頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月十五日
掲載頁　七十二頁（号外第一〇八号）

令和八年五月二十五日

東京都葛飾区東水元六丁目一番四号
（甲）株式会社清微
代表取締役　渥美　美香

東京都葛飾区水元二丁目二三番二号
（乙）株式会社セイビ販売
代表取締役　渥美　美香

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の液化石油ガス販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月五日

掲載頁　四十七頁（号外第一七八号）

令和八年五月二十五日

東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号

（甲）Ｅスマートエナジー株式会社

代表取締役　児玉　雄輝

東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号

（乙）株式会社エコログ

代表取締役　阪本　卓也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の経営管理及び内部監査に係る事業及び不動産管理事業並びにこれに付随する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　神奈川新聞

掲載の日付　令和八年五月十五日

掲載頁　十九頁

（乙）掲載紙　神奈川新聞

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　二十三頁

令和八年五月二十五日

横浜市中区寿町二丁目五番地の一

（甲）川本工業ホールディングス株式会社

代表取締役　川本　守彦

横浜市中区寿町二丁目五番地の一

（乙）川本工業株式会社

代表取締役　川本　守彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の人材紹介事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年六月二十四日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十五日

掲載頁　九十八頁（号外第一七〇号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十九日

掲載頁　八十五頁（号外第一一〇号）

令和八年五月二十五日

大阪府大阪市北区梅田二丁目二番二二号梅田阪神第二ビルディング二三階

（甲）株式会社タイズ

代表取締役　今井　良祐

東京都港区虎ノ門三丁目四番八号

（乙）アルティメイトリソーシズグループ株式会社

代表取締役　今井　良祐

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の自動車による旅客運送事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十五日

愛媛県西条市三津屋一八七番地一

（甲）東予タクシー株式会社

代表取締役　渡部　素久

愛媛県西条市三津屋一八七番地六

（乙）有限会社東豫タクシー

代表取締役　山内　將嗣

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社オートバックス西日本販売（乙、住所広島市南区東雲三丁目七番一八号）の福岡県内二店舗の運営に関わる事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　六十三頁（号外第一四六号）

令和八年五月二十五日

福岡県大野城市御笠川五丁目二番一号

株式会社オートバックス・モビリティモール

代表取締役　西川　征宏

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社青森トライアル（乙、住所福岡市東区多の津一丁目一二番二号）の店舗運営事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十日

掲載頁　八十頁（号外第二三三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十日

掲載頁　七十一頁（号外第二三三号）

令和八年五月二十五日

福岡市東区多の津一丁目一二番二号

株式会社トライアルストアーズ

代表取締役　金光　洋

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するグッドプライム株式会社（住所大阪府大阪市北区梅田二丁目五番二五号）に対して当社の保険代理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和八年六月二十五日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十二日

掲載頁　一二一頁（号外第二七二号）

令和八年五月二十五日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

グッドモーゲージ株式会社

代表取締役　三澤　龍哉

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社サンアリス（住所東京都港区赤坂二丁目五番八号）に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させ、また、新設分割により新設する三喜商事ファッションカンパニー株式会社（大阪市中央区瓦町三丁目三番二号）に対して当社の繊維製品の卸売業及び小売業の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

これらの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十五日

掲載頁　四頁

令和八年五月二十五日

大阪市中央区瓦町三丁目三番二号

株式会社東山商会

代表取締役　堀田　康彦

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｅｖｏｋｅ（住所福岡県大野城市月の浦四丁目一一番五号）に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十五日

福岡市早良区百道浜四丁目一八番八号

有限会社カツミ興産

代表取締役　木瀬　克彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十五日

東京都板橋区徳丸三丁目一五番一四号二Ｆ

合同会社ＳＭＫ

代表社員　鎌田　優月

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十五日

東京都千代田区神田三崎町三丁目五番九号

天翔水道橋ビル八一〇号室

ＩＣＪ合同会社

代表社員　星野　寛登

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社グラスワンダーとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十五日

東京都新宿区天神町四番地一

合同会社Ｆｌａｔｉｒｏｎ

代表社員　丸山　昇二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十五日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階

合同会社ＣＧＯドットコム

代表社員　竹野理香子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十五日

神戸市中央区下山手通二丁目一三番三号

合同会社神戸経営企画

代表社員　左子　義則

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千八十一万二千円減少し、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十二日

掲載頁　七十八頁（号外第二三五号）

令和八年五月二十五日

東京都千代田区内幸町一丁目五番二号

株式会社ピックルボールワン

代表取締役　熊倉　周作

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千四百五十九万二千二百三十八円（全額を資本準備金に組入れるものとする）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月九日

掲載頁　一五七頁（号外第四十八号）

令和八年五月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号大手町ビル一Ｆ―三ＦＳｐａｃｅｓ大手町

株式会社ＳＥＣＡＩ　ＭＡＲＣＨＥ

代表取締役　早川　周作

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十六億七千万円減少し、五千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年五月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十五日

横浜市中区不老町一丁目一番地五横浜東芝ビル八階

ケンコー株式会社

代表取締役　松本　純男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年七月三日迄にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十日

掲載頁　七十八頁（号外第一一一号）

令和八年五月二十五日

福井県三方上中郡若狭町三方四八号四〇番地

株式会社スイングアカオ

代表取締役　赤尾　匡規

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円減少し、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十四日

掲載頁　五十八頁（号外第一〇七号）

令和八年五月二十五日

静岡県浜松市中央区砂山町三三一番地の二一

株式会社浜友Ａ．Ｌ．

代表取締役　大石　恵司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千八百万円減少し、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十四日

掲載頁　六十頁（号外第一〇七号）

令和八年五月二十五日

静岡県浜松市中央区砂山町三三一番地の二一

株式会社浜友Ｅ．Ｆ．

代表取締役　大石　恵司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十八日

掲載頁　五十八頁（号外第一〇八号）

令和八年五月二十五日

大阪市天王寺区味原町一三番二五―一一〇三号

株式会社サニーダイニング

代表取締役　小川真貴子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

なお、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

効力発生日は令和八年六月二十七日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十五日

沖縄県那覇市おもろまち三丁目六番一四号

有限会社アイ・ステーション

代表取締役　安和　朝彦

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年六月三十日を効力発生日とする北斗産業株式会社及び北斗建設株式会社との株式交換により、資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十八日

掲載頁　五十三頁（号外第一〇九号）

令和八年五月二十五日

山形県鶴岡市西新斎町三番二号

北斗企画株式会社

代表取締役　阿部　一彦

準備金の額の減少公告

当社は、利益準備金の額を六千四百七十五万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年六月十八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　神奈川新聞

掲載日　令和七年六月十九日

掲載頁　二十一頁

令和八年五月二十五日

神奈川県横浜市神奈川区栄町七番地一

神奈川トヨタ自動車株式会社

代表取締役社長　安藤　栄一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千五百一万円、資本準備金の額を十一億四千百七十六万九千二百二十円減少し、また令和八年五月二十五日から令和八年六月三十日までに募集株式の発行及び新株予約権の行使により資本金の額及び資本準備金の額が増加した場合には、当該募集株式の発行及び新株予約権の行使により増加する資本金の額及び資本準備金の額と同額分減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://spacer.co.jp/announce

令和八年五月二十五日

東京都中央区日本橋三丁目九番一号日本橋三丁目スクエア三階

株式会社ＳＰＡＣＥＲ

代表取締役　徳永　大輔

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三百八十万円、資本準備金の額を一億三千三万六千八百七十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月三日

掲載頁　一七九頁（号外第八十号）

令和八年五月二十五日

東京都渋谷区猿楽町一七番一〇号代官山アートビレッジ三階

株式会社The Chain Museum

代表取締役　遠山　正道

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十八億二千五十五万五千五百円、資本準備金の額を四百八十一億六千五十五万五千五百円減少することにいたしました。

ただし、当社が発行している新株予約権が令和八年五月十四日から令和九年三月三十一日までの期間に行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額分を合わせて減少いたします。

効力発生日は令和九年三月三十一日であり、株主総会決議は、令和八年六月二十四日を予定しております。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月二十五日

東京都港区西新橋三丁目七番一号

株式会社ジャパンディスプレイ

代表執行役社長ＣＥＯ　明間　純

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百九十九万八千三百七十七円、資本準備金の額を三億八千六百五十万五千九百七十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十四日

掲載頁　一一七頁（号外第二三七号）

令和八年五月二十五日

福岡市西区九大新町五番五

株式会社ＪＣＣＬ

代表取締役　梅原　俊志

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十五日

千葉県船橋市浜町三丁目一番四号

厚生水産株式会社

代表取締役　杉井　和夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十五日

東京都港区虎ノ門四丁目一番三五号

株式会社南悠商社

代表取締役　菊池　節

株式分割につき通知公告

当社は、株式一株を五万株に分割することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年六月十九日です。

令和八年五月二十五日

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二八番一二号

株式会社リベルケア

代表取締役　川久保次朗

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である株式会社エウレカが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十五日

東京都港区三田一丁目四番一号

ＭＡＴＣＨ．ＣＯＭ　ＧＬＯＢＡＬ　ＳＥＲＶＩＣＥＳ　ＬＩＭＩＴＥＤ

日本における代表者　株式会社エウレカ

代表取締役　山本　竜馬

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和八年六月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和八年五月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目九番五号

株式会社ＫＰＭＧ　ＦＡＳ

代表取締役　岡田　光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千万円減少し、十二億五千五百五十万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年六月三十日です。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和八年五月十一日付官報の号外第百四号九十五頁に掲載されています。

令和八年五月二十五日

東京都港区赤坂一丁目八番一号三菱ＵＦＪ信託銀行内　城南島施設開発特定目的会社

取締役　菊池　省吾

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を六億一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s05748-j3f14/

令和八年五月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ＧＣ品川特定目的会社

代表取締役　桂川　圭史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億円減少し十六億五千五百万円とし、発行済優先出資総口数三万七千百口のうち四千口を一口につき金五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を二億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.nishiuchi-cpa-office.com/accounting

令和八年五月二十五日

東京都港区虎ノ門五丁目三番二〇号株式会社アカウンティング・マネジメント・サービス内　錦糸町タワー特定目的会社

取締役　田中　博之

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月九日

掲載頁　八十六頁（号外第一五七号）

令和八年五月二十五日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

Ｙｕｒｉ特定目的会社

取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00045

令和八年五月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・アカイシ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金八億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00059

令和八年五月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・ガッサン特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金八億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00042

令和八年五月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・シオミ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金五億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00060

令和八年五月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・トムラウシ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十六億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000346/1fz0/

令和八年五月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　辻堂ホールディング特定目的会社

取締役　栗国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金七億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001480/q7m2/

令和八年五月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジェイエスエフ・ホールディング特定目的会社

取締役　栗国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十四億七千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001480/q7m2/

令和八年五月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジェイエスエフ・ホールディング特定目的会社

取締役　栗国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金七億三千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001480/q7m2/

令和八年五月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジェイエスエフ・ホールディング特定目的会社

取締役　栗国　正樹

訂正公告

令和八年五月十八日（号外第一〇九号）掲載の解散公告中、「ネクスト・ジョア有限会社」とあるは「ネクスト・ショア有限会社」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月二十五日

扱　店

正

ページ	段	行	誤	正
四八		終りから三	施行日前	施行の日前

令和八年二月二十日（号外第三十六号）公布財務省令第二号（外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）